平成２１年（フ）第２１２３号
横浜市港南区港南台４丁目５番23―406号
債務者　西山　繭子（旧姓宇山）
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９５号
栃木県那須塩原市東小屋62番地６　プレメゾン御山101号、前住所栃木県那須塩原市豊浦中町100番地120　松山荘Ａ号
債務者　服部　歩美
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第９６号
栃木県那須塩原市睦105番地20
債務者　小山田祥一
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第５１９号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目12番地　瑞穂野市営住宅32号棟44号室、前住所栃木県宇都宮市瑞穂２丁目５番地　瑞穂野市営住宅12号棟23号室
債務者　富澤　理絵
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５３０号
栃木県宇都宮市野沢町187番地115
債務者　中華レストラン龍園こと　相澤富次郎
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５３１号
栃木県宇都宮市野沢町187番地115
債務者　相澤江美子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５３４号
栃木県宇都宮市雀の宮５丁目２番19号
債務者　落合奈明美
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５４０号
栃木県那須郡那須町大字豊原丙5265番地
債務者　高木　絵実
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５４２号
栃木県宇都宮市桜１丁目４番10号　サンハイツ桜102号室
債務者　臼井　光信
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５５１号
栃木県日光市猪倉839番地６、前住所神奈川県横浜市金沢区乙舳町６番14号　ヴェール金沢八景103号室
債務者　福田　裕則
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５５２号
栃木県宇都宮市簗瀬町1876番地　県営簗瀬住宅２棟12号
債務者　狩野　秀夫
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１９７５号
横浜市神奈川区大口通83番地２　大口ハウス604号室、住民票上の住所横浜市神奈川区大口通83番地２　大口ハウス714号室
債務者　宮城　　勉
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５０３号
栃木県那須烏山市旭１丁目15番28号
債務者　髙橋　正市
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５０８号
栃木県日光市豊田330番地10、住民票上の住所栃木県日光市豊田330番地７
債務者　壱国爺こと　渡邊　義則
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５５４号
栃木県日光市土沢1784番地１　ウッディヒル芙久舞Ａ―112号室、前住所栃木県日光市板橋2162番地209
債務者　針貝　勇治
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１４５４号
横浜市緑区霧が丘２丁目４番地19
債務者　石坂　　昇
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部